

第31回定時総会書類

平成23年3月25日

社団法人 東京都不動産鑑定士協会

社団法人東京都不動産鑑定士協会第31回定時総会次第

日 時：平成23年3月25日（金）15時00分開会

場 所：「ホテルグランドヒル市ヶ谷」3F瑠璃（西）

東京都新宿区市谷本村町4-1

電 話：03（3268）0111（代）

一. 開会あいさつ

一. 会長あいさつ

一. 議 事

- (1) 議長選出に関する件
- (2) 定足数報告
- (3) 議事録署名人の選任に関する件
- (4) 議案審議

議案第1号 平成22年度事業計画の追加及び収支予算の補正承認の件

議案第2号 平成23年度事業計画承認の件

議案第3号 平成23年度収支予算承認の件

選 挙 管 理 委 員 長 報 告（別紙）

議案第4号 役員の選任に関する件（別紙）

議案第5号 社団法人日本不動産鑑定協会の連合会体制への移行及び公益社団法人化の協力に関する件

議案第6号 （特別決議）公益社団法人東京都不動産鑑定士協定会款承認の件

議案第7号の1 常任の理事及び会員外の監事の報酬総額承認の件

議案第7号の2 「入会金及び会費規則」改正承認の件

一. 閉会あいさつ

.....（ 会 場 移 動 ）.....

一. 懇 親 会 概ね17時より約1時間（流れ解散）

場 所 同「ホテルグランドヒル市ヶ谷」3F瑠璃（東・中）

以 上

議 案 審 議

ページ

(1) 議案第 1 号

- 平成 2 2 年度事業計画の追加及び収支予算の補正承認の件…………… 1
- (1) 平成 2 4 基準年度固定資産標準地の鑑定評価業務 (本鑑定)
- (2) 固定資産標準宅地の鑑定評価業務 (時点修正)

(2) 議案第 2 号

- 平成 2 3 年度事業計画承認の件…………… 6

(3) 議案第 3 号

- 平成 2 3 年度収支予算承認の件…………… 16

選 挙 管 理 委 員 長 報 告 (別紙)

(4) 議案第 4 号 (別紙)

- 役員の選任に関する件……………

(5) 議案第 5 号

- 社団法人日本不動産鑑定協会の連合会体制への移行及び公益社団法人化の協力
に関する件…………… 20

(6) 議案第 6 号 (特別決議)

- 公益社団法人東京都不動産鑑定士協会定款承認の件…………… 22

(7) 議案第 7 号の 1

- 常任の理事及び会員外の監事の報酬総額承認の件…………… 40

(8) 議案第 7 号の 2

- 「入会金及び会費規則」改正承認の件…………… 41

以 上

平成22年度事業計画の追加及び収支予算の補正承認の件

平成22年度事業計画追加（案）

1. 平成22年度事業計画に次の事業を新たに追加する。

国及び地方公共団体等からの地価調査に関する受託事業（定款第4条第4号事業）

(1) 平成24基準年度固定資産標準宅地の鑑定評価業務（本鑑定）

（単位：千円）

事業名	内 容	実施予定・対象・人員等	補正予算額
24基準年度固定資産標準宅地の鑑定評価業務（本鑑定）	東京都主税局、各市町村より固定資産標準宅地の鑑定評価業務を受託。	標準宅地の鑑定評価 契約先：東京都主税局・市町村 価格時点：平成23年1月1日 調査地点：22,677件 （時点修正・標準化補正含む） （内 訳） 区 部 12,301件 市町村 10,376件 評価員選任：東京都・市町村 評価員数： 362名 （内 訳） 区 部 231名 市町村 131名	旅費 300 通信 1,250 消耗 550 印刷 2,540 賃借 1,060 謝金 1,267,800 委託 850 租税 460 雑費 830 計 1,275,640
[公的土地評価委員会]	地価の均衡化・適正化を図るための組織編成と運営を行う。		
受託金額（見込） （区部） 755,460 （市町村） 532,050			

(2) 固定資産標準宅地の鑑定評価業務（時点修正）

（単位：千円）

事業名	内 容	実施予定・対象・人員等	補正予算額
22年度固定資産標準宅地の鑑定評価業務 （時点修正） [公的土地評価委員会] 受託金額（見込） （区部） 165,200 *追加鑑定含む （市町村） 39,000	東京都主税局、各市町村より固定資産標準宅地の時点修正の鑑定評価業務を受託。地価の均衡化・適正化を図るための組織編成と運営を行う。	時点修正の鑑定評価 契約先：東京都主税局・市町村 価格時点：平成22年7月1日 調査地点：15,861件 （内 訳） 区 部 11,265件 市町村 4,596件 評価員選任：東京都・市町村 評価員数： 290名 （内 訳） 区 部 207名 市町村 83名	旅費 110 通信 340 消耗 40 印刷 580 賃借 690 謝金 197,270 委託 90 租税 150 雑費 340 計 199,610

平成22年度収支補正予算書(案)

自 平成22年 4月 1日
至 平成23年 3月31日

(単位:千円)

科 目	当初予算額	補 正 額	補正予算額	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
入会金収入	10,000	△ 2,000	8,000	通期見込で補正
入会金収入	10,000	△ 2,000	8,000	
会費収入	127,100	△ 1,000	126,100	通期見込で補正
正会員会費収入	127,000	△ 1,000	126,000	
特別会員会費収入	100		100	
事業収入	222,030	1,491,710	1,713,740	特別区・多摩地区固定業務
研修会事業収入	2,010		2,010	
事例資料事業収入	8,000		8,000	
コンピュータ事業収入	38,000		38,000	
受託事業収入	171,720	1,491,710	1,663,430	
頒布事業収入	2,300		2,300	
補助金等収入	63,180	450	63,630	
本会助成金収入	63,180	450	63,630	
雑 収 入	1,000	0	1,000	
受取利息収入	100		100	
雑収入	900		900	
事業活動収入計	423,310	1,489,160	1,912,470	
2. 事業活動支出				
事業費支出	321,410	1,466,930	1,788,340	退職者2名
給与手当支出	41,600	△ 7,040	34,560	
福利厚生費支出	7,040	△ 1,280	5,760	
普及啓発事業費支出	20,350	0	20,350	
通信運搬費支出	1,370		1,370	
消耗品費支出	60		60	
印刷製本費支出	4,850		4,850	
賃借料支出	1,260		1,260	
諸謝金支出	4,820		4,820	
委託費支出	5,400		5,400	
図書資料費支出	2,050		2,050	
雑支出	540		540	
調査研究研修事業費支出	9,850	0	9,850	
旅費交通費支出	180		180	
通信運搬費支出	660		660	
消耗品費支出	20		20	
印刷製本費支出	4,420		4,420	
賃借料支出	1,040		1,040	
諸謝金支出	1,790		1,790	
委託費支出	280		280	
図書資料費支出	470		470	
雑支出	990		990	
資料事業費支出	72,110	0	72,110	
臨時雇賃金	6,600		6,600	
通信運搬費支出	20,960		20,960	
消耗品費支出	520		520	
印刷製本費支出	2,720		2,720	
光熱水料費支出	300		300	
賃借料支出	10,800		10,800	
委託費支出	27,610		27,610	
図書資料費支出	2,500		2,500	
雑支出	100		100	

科 目	当初予算額	補 正 額	補正予算額	備 考
受託事業費支出	170,460	1,475,250	1,645,710	特別区・多摩地区固定業務増
旅費交通費支出	55	410	465	
通信運搬費支出	1,325	1,590	2,915	
消耗品費支出	160	590	750	
印刷製本費支出	930	3,120	4,050	
賃借料支出	1,730	1,750	3,480	
諸謝金支出	165,560	1,465,070	1,630,630	
租税公課支出	125	610	735	
委託費支出	220	940	1,160	
雑支出	355	1,170	1,525	
管 理 費 支 出	94,840	4,820	99,660	
役員報酬支出	11,000		11,000	
給与手当支出	23,400	△ 3,960	19,440	
福利厚生費支出	3,960	△ 720	3,240	
退職給付支出	2,900	6,600	9,500	
総会費支出	6,000		6,000	
理事会支出	1,300		1,300	
委員会支出	800		800	
旅費交通費支出	540		540	
通信運搬費支出	5,720		5,720	
消耗器具備品費支出	200	600	800	パソコン入替
消耗品費支出	700		700	
修繕費支出	100		100	
印刷製本費支出	3,900		3,900	
光熱水料費支出	700		700	
賃借料支出	25,300	△ 1,700	23,600	事務所賃料按分減
諸謝金支出	900		900	
租税公課支出	2,500	4,000	6,500	特別区・多摩地区固定業務増による増
委託費支出	1,920		1,920	
団体関係費支出	300		300	
雑支出	2,700		2,700	
事業活動支出計	416,250	1,471,750	1,888,000	
事業活動収支差額	7,060	17,410	24,470	
Ⅱ 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
特定資産取崩収入	0	3,310	3,310	
退職資産取崩収入	0	3,310	3,310	
投資活動収入計	0	3,310	3,310	
2. 投資活動支出				
特定資産取得支出	3,000	13,000	16,000	
退職資産取得支出	2,000	△ 1,000	1,000	
周年行事資産取得支出	1,000	14,000	15,000	
固定資産取得支出	2,000	△ 1,500	500	
什器備品購入支出	2,000	△ 1,500	500	
ソフトウェア購入支出	0		0	
投資活動支出計	5,000	11,500	16,500	
投資活動収支差額	△ 5,000	△ 8,190	△ 13,190	
Ⅲ 予 備 費 支 出	2,060	2,940	5,000	
当 期 収 支 差 額	0	6,280	6,280	
前期繰越収支差額	417,479	38,750	456,229	
次期繰越収支差額	417,479	45,030	462,509	

平成23年度事業計画承認の件

平成23年度事業計画（案）

日本経済は自律的な回復の動きが認められるものの円高が継続しており、依然としてデフレ経済を脱し得ない状況にあります。

平成22年の東京都地価調査の結果は、全市区町村の全用途において下落を示しており、下降路線をたどるのか、反転をみせるのかの判断が難しい現況にあります。

現下の社会・経済情勢に対応して社団法人東京都不動産鑑定士協会にも様々な課題が課せられていると考えるところですが、平成22年度事業の実施結果の検討につきまして検討を行い、新たな問題に対応すべく事業の改善を計り新年度の事業計画を検討いたしました。その結果に基づく、「議案第2号」の「平成23年度事業計画」を提起させていただきます。

定款第4条に定められた事業の具体的計画内容は後に記載する1ないし4のとおりです。

委員会の活動を中心として計画を策定させていただきました。

鑑定評価制度の普及と都民への貢献を目的とした相談事業、広く都民の参加を求めて不動産鑑定評価制度の普及・啓発を図る広報事業、専門性が高く有用性のある研究研修を目的とした事業、隣接・周辺業界との連携を図った鑑定評価業務の推進事業、会員への高度な情報の提供を目的とした資料整備事業、ITを活用したデータ蓄積と会員への速やかな情報伝達を目的として情報システムの向上を図る事業、公的評価の基本である地価公示業務・地価調査業務の円滑な運営を図る業務、要保護世帯への生活支援貸付事業に係る鑑定評価・固定資産標準宅地の鑑定評価等の公的鑑定評価業務の受託事業等がその中心でございます。また、鑑定評価業務における不動産鑑定士の独占的地位と適正な不動産鑑定評価を保持するため鑑定評価類似行為を防止する事業（鑑定評価類似行為防止特別委員会所掌）を継続して実施する計画です。

最後となりましたが平成25年11月末に期限が到来します公益法人改革の課題に関しまして特別委員会（公益法人制度改革対応）において検討を重ねてまいりました。その検討に基づき、本総会におきまして後ほど「議案第6号」及び「議案第7号の1、2」を提起させていただきますので、ご審議をお願い申し上げます。「議案」の承認の結果を受けまして速やかに「移行認定」に向けた作業を進めて参ります。

以下、23年度の事業計画は次のとおりでございます。

もとより、事業計画に取り上げることのでき得なかった課題もあるとは考えますが、必要な局面に応じて積極的に適切な対応を図る所存でございます。会員各位のご支援とご協力を宜しくお願い申し上げます。

1. 不動産鑑定評価制度の普及及び啓発事業（定款第4条第1号事業）

（目的）地域住民の不動産の問題に対する正しい理解と要望に応じるため、各種無料相談会・講演会等の開催、会報の発行やホームページ等による情報の提供を行い、不動産鑑定評価制度の普及及び啓発を行う。

[]は所掌委員会（単位：千円）

事業名	内 容	実施予定・対象・人員等	予算額
1. 無料相談会の実施 (計 7, 510) [相談事業委員会]	①定例相談会 (小計1, 180) 鑑定評価制度の普及と都民への貢献を目的に、不動産の価格等に関する無料相談会を開催。	①開催日：毎月第1、3水曜日（当日が祝日の場合は翌日、1月と5月の第1水曜日は休止） ②相談時間：午後1時から（受付時間：午後12時30分から3時30分まで） ③相談員数：各日3名、延べ約70名 ④当士協会会議室において、会員が相談員として担当し、都民から不動産の価格等に関する相談に無料で応じる。	通信 10 消耗 10 賃借 760 謝金 390 雑費 10
[相談事業委員会]	②春の街頭相談会 (小計4, 080)	平成23年4月上旬、都民の方々を対象に都内7会場（新宿、渋谷、府中、錦糸町、町田、立川、武蔵野）において、不動産の価格等に関する相談に無料で応じる。 (相談員約100人)	通信 50 消耗 20 印刷 200 賃借 300 謝金 1,450 委託 1,500 図書 500 雑費 60
[相談事業委員会]	③秋の街頭相談会 (小計1, 790)	平成23年10月中旬、都民の方々を対象に都内6会場（武蔵野、田町、西東京、赤羽、西葛西、青梅）において、不動産の価格等に関する相談に無料で応じる。 (相談員約60人)	通信 50 消耗 20 印刷 200 謝金 670 委託 800 雑費 50
[相談事業委員会]	④東京商工会議所相談コーナー開設 (小計240)	毎月第2、4木曜、商工経営者を対象に東京商工会議所内において、不動産の価格等に関する相談に無料で応じる。 (相談員各日1人／月2回、年24回)	通信 10 消耗 10 謝金 140 図書 50 雑費 30

事業名	内 容	実施予定・対象・人員等	予算額
[相談事業委員会]	⑤市役所内定例相談コーナー開設 (小計220)	都民の方々を対象に多摩地区の市役所内2会場(八王子市、稲城市)において、不動産の価格等に関する相談に無料で応じる。 (相談員各日1人/月1回、年12回)	通信 10 謝金 200 雑費 10
2. 10士業団体合同無料相談会 (計630) [相談事業委員会]	10士業団体各会の専門性を活かし、都民を対象に無料相談会を開催。	平成23年10月上旬、10士業((社)東京都不動産鑑定士協会、(東京・第一・第二)弁護士会、東京税理士会、東京司法書士会、日本公認会計士協会東京会、東京都行政書士会、日本弁理士会、東京都社会保険労務士会、東京土地家屋調査士会、(社)中小企業診断協会東京支部)各会が合同で、都民からの相談に無料で応じる。併せて、各会の制度及び事業の普及・啓発を行う。 (相談員約10名)	通信 10 謝金 170 委託 400 雑費 50
3. 団体合同無料相談会 (計1,180) [相談事業委員会]	各士業団体の専門性を活かし、都民を対象に無料相談会を開催。	豊島区・北区・板橋区・渋谷区・足立区、多摩地区において、各士業団体が合同で地域事業者、都民からの相談に無料で応じる。 (相談員約50名)	通信 20 謝金 460 委託 400 雑費 300
4. 災害復興まちづくり支援機構業務 (計440) [相談事業委員会]	専門知識を有する団体等の構成による大規模災害における緊急・応急事業や復興事業を迅速かつ円滑に進めるための支援活動。	(社)東京都不動産鑑定士協会、(東京・第一・第二)弁護士会、東京税理士会、東京司法書士会、東京都行政書士会、東京都社会保険労務士会、東京土地家屋調査士会、(社)中小企業診断協会東京支部、日本弁理士会関東支部等の正会員、団体賛助会員、個人賛助会員で構成し、機構運営を行う。	通信 10 謝金 300 委託 100 雑費 30

事業名	内 容	実施予定・対象・人員等	予算額
5. 名簿の作成 (計400) [相談事業委員会]	街頭相談会をはじめ関係方面への配布、都民からの照会等に対して広く活用する。	不動産鑑定業者紹介のため「不動産鑑定業者地域別名簿」を3,500部作成し、相談会等で配布する。	印刷 400
6. 講演会の開催 (計2,150) [広報委員会]	時宜に合ったテーマによる講演会を企画し、広く都民の参加を求め不動産鑑定評価制度の普及・啓発を図る。	平成23年10月中旬、東京都地価調査の発表時期に合わせて、都民の方々を対象に講演会を開催する。 ・講師2名(予定) ①当士協会地価調査委員長 ②大学教授又はその他の著名人 ・予定参加者約300名 ・参加無料	通信 200 印刷 550 賃借 200 謝金 900 委託 250 雑費 50
7. 会報の発行 (計4,800) [広報委員会]	不動産鑑定評価制度の普及・啓発を目的に、「かんてい・TOKYO」を発行し広く配布する。	年2回発行。 (1月号、7月号) 各3,000部作成。 東京都関係部署、東京都区市町村不動産相談窓口、国土交通省関係部署、弁護士会等友好団体、図書館、都民へ無料配布。	通信 800 印刷 3,800 謝金 200
8. ホームページによる広報活動 (計2,140) [広報委員会]	ホームページにより、不動産鑑定評価制度、不動産に係るデータを都民に提供する。	ホームページにより不動産鑑定評価制度、不動産関連データ、当士協会の活動等の情報を都民に提供する。 アドレス http://www.tokyo-kanteishi.or.jp	通信 140 委託 2,000
9. 図書資料等による広報活動 (計1,610) [広報委員会]	図書資料等により、不動産鑑定評価制度の普及・啓発を図る。	研究委員会等で編集した不動産鑑定評価等に関する書籍を東京都関係部署、東京都区市町村、国土交通省関係部署、弁護士会等友好団体、図書館へ無料配布	通信 60 図書 1,500 雑費 50

事業名	内 容	実施予定・対象・人員等	予算額
10. 広告媒体による 広報活動 (計1,000) [広報委員会]	新聞、雑誌等により、不動産鑑定評価制度の普及・啓発を図る。	新聞、雑誌、駅看板等により、広く都民に不動産鑑定士及び不動産鑑定評価制度の普及・啓発を図る。	委託 1,000
11. 不動産鑑定評価に関する啓蒙活動 (計2,860) [鑑定評価類似行為防止特別委員会]	不動産鑑定評価に関する啓蒙活動の実施。	しおり、ホームページ等により、年数回、広く不動産鑑定評価類似行為の防止に関する啓蒙活動を実施する。	通信 360 印刷 2,500

2. 不動産の鑑定評価・利用等に関する調査研究及び研修事業（定款第4条第2号事業）

（目的）不動産鑑定評価業務の進歩改善を図り、不動産鑑定士、不動産鑑定士補の資質の向上を図るため、不動産の鑑定評価・利用等に関する調査研究・研修活動を行う。

[]は所掌委員会（単位：千円）

事業名	内 容	実施予定・対象・人員等	予算額
1. 研究事業 (計4,830) [研究研修委員会]	①不動産鑑定評価等に関する実証的研究 鑑定評価等の精度向上に資するための研究。 (小計4,520)	①大学等研究者との共同研究（国土交通省「不動産情報の整備・活用に関する研究公募事業」継続検証） ②研究テーマに係る調査・資料収集を行い、研究成果物を発行。	旅費 180 通信 100 印刷 2,600 謝金 350 委託 540 図書 400 雑費 350
[研究研修委員会]	②実務相談 鑑定評価等業務に関する実務相談。 (小計310)	会員を対象に鑑定実務上の相談に随時応じる。	謝金 300 雑費 10
2. 調査事業 (計2,680) [業務推進委員会]	①業務拡充に関する会員へのアンケート調査実施 (小計350)	アンケート調査を実施し、広く業務拡充の検討を模索する。	通信 50 印刷 200 雑費 100

事業名	内 容	実施予定・対象・人員等	予算額
[業務推進委員会]	②隣接・周辺業界との連携 (小計400)	都宅協との連携によるデータ作成の検討を手始めに、他資格者団体との業務連携について協議する。	通信 50 印刷 200 雑費 150
[地価調査委員会]	③調査資料 鑑定評価等に関する基礎資料の充実を図る。 (小計1,930)	地価公示等の調査業務の円滑な運営を図るため、地価動向資料の収集や分科会幹事会の開催実施等の協力を行う。	通信 200 印刷 1,200 賃借 210 図書 220 雑費 100
3. 研修事業 (計3,960) [相談事業委員会]	①相談員スキルアップ研修会 (小計150)	年2回実施予定 無料相談会等の各種相談会に参加の相談員を対象に、スキルアップを図る研修会を実施する。	通信 10 謝金 120 雑費 20
[相談事業委員会]	②家屋住家被害状況調査員研修会 (小計150)	東京都と士協会との協定により平常時の訓練及び被災時に士協会会員を区市町村へ派遣するための研修会を実施する。 講師は自治体担当者等	通信 10 謝金 120 雑費 20
[研究研修委員会]	③研修会 鑑定評価等の精度向上に資するための研修会を開催。 (小計1,400)	年2回開催予定 鑑定評価等業務に関わる時宜を得たテーマを検討し、開催する。 希望により、官公庁の評価担当者等の参加も可。(無料)	通信 150 印刷 400 賃借 300 謝金 450 雑費 100
[研究研修委員会]	④見学会 (小計230)	年1回開催予定 鑑定評価等業務に関わる時宜を得たスポット、施設、建物等を見学する。	通信 10 消耗 10 賃借 10 謝金 150 雑費 50

事業名	内 容	実施予定・対象・人員等	予算額
[資料整備委員会]	⑤資料閲覧認定講習会 (小計1,420)	個人情報保護法の施行に基づく「資料の収集・管理・閲覧・利用に関する規程」並びに「不動産の鑑定評価等業務に係る個人情報保護に関する指針（ガイドライン）」に定められた資料の取扱いに関する講習会を実施する。	通信 270 印刷 800 賃借 290 謝金 50 雑費 10
[情報システム委員会]	⑥パソコン教室 鑑定評価等の実務に係るパソコン教室 (小計610)	①内容：j w_c a d等の講習会の開催 ②実施回数：年1回 ③受講予定者数：30名 ④受講対象者：会員及び業者会員の業務補助者	通信 10 印刷 50 賃借 100 謝金 170 委託 280

3. 不動産の鑑定評価に関する資料の収集・整理及び情報の提供事業

(定款第4条第3号事業)

(目的) 土地等の適正な価格形成及び合理的な利用の促進等に資するために、地価等に関する各種資料・情報を収集し、会員並びに一般の方々にも提供する。

[]は所掌委員会 (単位：千円)

事業名	内 容	実施予定・対象・人員等	予算額
1. 資料の収集・整理・閲覧に関する業務 (計42,600) [資料整備委員会]	①資料収集・整理・保管 鑑定評価等の精度向上に資するため取引事例資料、不動産関連の統計資料、図書等を収集、整理、保管し、閲覧に供する。 (小計22,250)	①事務所に一般閲覧室、特別閲覧室を設け、資料閲覧に供する。特別閲覧室は、「資料閲覧認定講習会」を受講した不動産鑑定士等を対象に「REAネットTokyo」の端末から取引事例等を提供。 閲覧時間：平日9時～12時、13時～16時45分 ②取引事例並びに不動産鑑定評価関連の統計資料、図書等の収集、保管	臨時 5,150 通信 60 消耗 420 印刷 1,400 光熱 300 賃借 10,080 委託 1,690 図書 3,150

事業名	内 容	実施予定・対象・人員等	予算額
[情報システム委員会]	②コンピュータシステムによる事例情報等の提供並びに管理 (小計20,350)	①(社)日本不動産鑑定協会が定める「資料閲覧認定講習会」を受講した不動産鑑定士に対し、インターネットを利用した「REAネットTokyo」で取引事例(3次・5次事例)、地盤情報等のデータを提供、管理する。 ②新機能として「REA-Map」(地図検索システム)の運用を開始する。	臨時 830 通信 750 消耗 20 賃借 720 委託 18,030
2. 刊行物等の発行 (計90) [資料整備委員会]	地価公示、地価調査に関連する資料の作成、配布	①東京都が編集する「東京都基準地価格」を発行。 作成部数150部 販売時期9月 都民、会員に有償頒布。 ②地価公示分科会等の協力を得て「地価公示、地価調査個別格差率表」を作成、不動産鑑定士に資料提供する。	印刷 90
3. 新スキームによる事例の収集・公開支援 (計28,150) [地価調査委員会]	地価公示の枠組みによる取引事例の収集・提供制度の作業支援。	地価公示の公的評価並びに不動産取引価格情報提供制度のため(社)日本不動産鑑定協会、地価公示評価員等で実施される調査作業を支援する。	通信 20,000 消耗 50 委託 8,000 雑費 100

4. 国及び地方公共団体等からの地価調査に関する受託事業（定款第4条第4号事業）

（目的）公的土地評価について、評価の均衡化・適正化に資するために、公共団体等からの地価調査業務等を受託、実施する。

[] は所掌委員会（単位：千円）

事業名	内 容	実施予定・対象・人員等	予算額
1. 固定資産標準宅地の鑑定評価業務（時点修正） [公的土地評価委員会] （計198,470） 受託金額（見込） （区部） 164,000 （市町村） 39,000	東京都主税局、各市町村より固定資産標準宅地の時点修正の鑑定評価業務を受託。地価の均衡化・適正化を図るための組織編成と運営を行う。	契約先：東京都主税局・市町村 価格時点：平成23年7月1日 調査地点：15,800件（予定） 評価員選任：東京都・市町村	旅費 110 通信 340 消耗 40 印刷 580 賃借 690 謝金 196,130 租税 150 委託 90 雑費 340
2. 地価調査基準地鑑定評価業務（計96,080） [地価調査委員会] 受託金額（見込） 92,540	東京都財務局より地価調査業務の受託。	契約先：東京都財務局 調査件数：1,268地点（予定） 評価員選任：東京都	旅費 10 通信 790 消耗 120 印刷 900 賃借 1,020 謝金 92,780 租税 60 委託 170 雑費 230
3. 監視区域地価調査業務（計480） [地価調査委員会] 受託金額（見込） 480	東京都都市整備局より監視区域である小笠原村の地価調査業務の受託。	契約先：東京都都市整備局 調査地点：小笠原村 6件 調査対象期間： 1回 平成23年1月～4月 2回 平成23年5月～8月 3回 平成23年9月～12月 評価員：地価調査の島しょ分科会評価員	旅費 5 通信 5 謝金 460 租税 5 雑費 5

事業名	内 容	実施予定・対象・人員等	予算額
4. 差押不動産の鑑定評価業務 (計15,620) [公的土地評価委員会] 受託金額(見込) 16,000	東京都主税局より 差押(公売)不動産の鑑定評価の受託。	契約先: 東京都主税局 調査件数: 40件(予定) 評価員選任: 東京都	旅費 10 通信 150 消耗 10 印刷 40 賃借 150 謝金 15,200 租税 10 委託 20 雑費 30
5. 売却予定都有地に伴う鑑定評価業務 (計7,920) [公的土地評価委員会] 受託金額(見込) 8,000	東京都財務局より 売却予定都有地の鑑定評価の受託。	契約先: 東京都財務局 調査件数: 20件(予定) 評価員選任: 東京都	旅費 10 通信 110 消耗 10 印刷 30 賃借 120 謝金 7,600 租税 10 委託 20 雑費 10
6. 東京都臨海会計等所管地の鑑定評価業務 (計20,260) [公的土地評価委員会] 受託金額(見込) 21,000	東京都港湾局が所管する東京港埋立地及び臨海副都心地域内の土地鑑定評価の受託。	契約先: 東京都港湾局 受託件数: 14件(予定) 評価員選任: 東京都	旅費 10 通信 80 消耗 10 印刷 30 賃借 120 謝金 19,950 租税 20 委託 20 雑費 20
7. 社会福祉協議会の鑑定評価業務 (計24,580) [公的土地評価委員会] 受託金額(見込) 25,000	要保護世帯向け長期生活支援資金貸付事業不動産評価の受託。	契約先: 東京都社会福祉協議会 受託件数: 95件(予定) 評価員選任: 東京都社会福祉協議会	旅費 10 通信 260 消耗 10 印刷 70 賃借 350 謝金 23,800 租税 10 委託 20 雑費 50

平成23年度収支予算承認の件

平成23年度収支予算書【収支計算書ベース】(案)

自 平成23年 4月 1日

至 平成24年 3月31日

(単位:千円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
入会金収入	8,000	8,000	0	
入会金収入	8,000	8,000	0	
会費収入	126,050	126,100	△ 50	
正会員会費収入	126,000	126,000	0	
特別会員会費収入	50	100	△ 50	
事業収入	416,370	1,713,740	△ 1,297,370	
研修会事業収入	3,150	2,010	1,140	
事例資料事業収入	8,000	8,000	0	
コンピュータ事業収入	38,000	38,000	0	
受託事業収入	366,020	1,663,430	△ 1,297,410	固定時点修正203,000、地価調査92,540、公売16,000、都有地8,000、港湾局21,000、社会福祉25,000
頒布事業収入	1,200	2,300	△ 1,100	
補助金等収入	63,180	63,630	△ 450	
本会助成金収入	63,180	63,630	△ 450	
雑 収 入	910	1,000	△ 90	
受取利息収入	10	100	△ 90	
雑収入	900	900	0	
事業活動収入計	614,510	1,912,470	△ 1,297,960	
2. 事業活動支出				
事業費支出	517,610	1,788,340	△ 1,270,730	
給与手当支出	40,320	34,560	5,760	職員採用
福利厚生費支出	6,850	5,760	1,090	
普及啓発事業費支出	24,720	20,350	4,370	
通信運搬費支出	1,730	1,370	360	
消耗品費支出	60	60	0	
印刷製本費支出	7,650	4,850	2,800	
賃借料支出	1,260	1,260	0	
諸謝金支出	4,880	4,820	60	
委託費支出	6,450	5,400	1,050	
図書資料費支出	2,050	2,050	0	
雑支出	640	540	100	
調査研究研修事業費支出	11,470	9,850	1,620	
旅費交通費支出	180	180	0	
通信運搬費支出	860	660	200	
消耗品費支出	10	20	△ 10	
印刷製本費支出	5,450	4,420	1,030	
賃借料支出	910	1,040	△ 130	
諸謝金支出	1,710	1,790	△ 80	
委託費支出	820	280	540	
図書資料費支出	620	470	150	
雑支出	910	990	△ 80	
資料事業費支出	70,840	72,110	△ 1,270	
臨時雇賃金	5,980	6,600	△ 620	
通信運搬費支出	20,810	20,960	△ 150	
消耗品費支出	490	520	△ 30	
印刷製本費支出	1,490	2,720	△ 1,230	
光熱水料費支出	300	300	0	
賃借料支出	10,800	10,800	0	
委託費支出	27,720	27,610	110	
図書資料費支出	3,150	2,500	650	
雑支出	100	100	0	

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
受託事業費支出	363,410	1,645,710	△ 1,282,300	
旅費交通費支出	165	465	△ 300	
通信運搬費支出	1,735	2,915	△ 1,180	
消耗品費支出	200	750	△ 550	
印刷製本費支出	1,650	4,050	△ 2,400	
賃借料支出	2,450	3,480	△ 1,030	
諸謝金支出	355,920	1,630,630	△ 1,274,710	
租税公課支出	265	735	△ 470	
委託費支出	340	1,160	△ 820	
雑支出	685	1,525	△ 840	
管 理 費 支 出	91,450	99,660	△ 8,210	
役員報酬支出	11,000	11,000	0	
給与手当支出	22,680	19,440	3,240	
福利厚生費支出	3,850	3,240	610	
退職給付支出	2,600	9,500	△ 6,900	
総会費支出	6,000	6,000	0	
理事会支出	500	1,300	△ 800	
委員会支出	800	800	0	
旅費交通費支出	540	540	0	
通信運搬費支出	4,600	5,720	△ 1,120	
消耗器具備品費支出	0	800	△ 800	
消耗品費支出	780	700	80	
修繕費支出	0	100	△ 100	
印刷製本費支出	3,400	3,900	△ 500	
光熱水料費支出	700	700	0	
賃借料支出	24,110	23,600	510	
諸謝金支出	900	900	0	
租税公課支出	4,730	6,500	△ 1,770	
委託費支出	1,760	1,920	△ 160	
団体関係費支出	300	300	0	
雑支出	2,200	2,700	△ 500	
事業活動支出計	609,060	1,888,000	△ 1,278,940	
事業活動収支差額	5,450	24,470	△ 19,020	
I 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
特定資産取崩収入	0	3,310	△ 3,310	
退職資産取崩収入	0	3,310	△ 3,310	
投資活動収入計	0	3,310	△ 3,310	
2. 投資活動支出				
特定資産取得支出	3,000	16,000	△ 13,000	
退職資産取得支出	2,000	1,000	1,000	
周年行事資産取得支出	1,000	15,000	△ 14,000	
固定資産取得支出	1,000	500	500	
什器備品購入支出	1,000	500	500	
ソフトウェア購入支出	0	0	0	
投資活動支出計	4,000	16,500	△ 12,500	
投資活動収支差額	△ 4,000	△ 13,190	9,190	
Ⅱ 予 備 費 支 出	1,450	5,000	△ 3,550	
当期収支差額	0	6,280	△ 6,280	
前期繰越収支差額	462,509	456,229	6,280	
次期繰越収支差額	462,509	462,509	0	

※年間事務所賃料の予算は、37,800千円で使用面積、使用日数を考慮し、事業費、管理費の「賃借料支出」に按分しました。

平成23年度収支予算書【正味財産増減計算書ベース】(案)

自 平成23年 4月 1日

至 平成24年 3月31日

(単位:千円)

科 目	予算額
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
受取入会金	8,000
受取入会金	8,000
受取会費	126,050
正会員受取会費	126,000
特別会員受取会費	50
事業収益	416,370
研修会事業収益	3,150
事例資料事業収益	8,000
コンピュータ事業収益	38,000
受託事業収益	366,020
頒布事業収益	1,200
受取補助金等	63,180
受取本会助成金	63,180
雑収益	910
受取利息	10
雑収益	900
経常収益計	614,510
(2) 経常費用	
事業費	584,880
役員報酬	8,000
給与手当	53,210
福利厚生費	9,400
退職給付費用	2,280
臨時雇賃金	5,980
委員会費	600
旅費交通費	2,825
通信運搬費	28,015
消耗品費	1,430
印刷製本費	19,180
光熱水料費	900
賃借料	35,730
諸謝金	362,510
租税公課	4,895
委託費	36,380
図書資料費	5,820
減価償却費	3,690
雑費	4,035

(単位:千円)

科 目	予算額
管 理 費	28,180
役員報酬	2,800
給与手当	7,390
福利厚生費	1,300
退職給付費用	320
総会費	6,000
理事会費	500
委員会費	200
旅費交通費	660
通信運搬費	1,720
消耗品費	110
印刷製本費	460
光熱水料費	100
賃借料	3,800
諸謝金	900
租税公課	100
委託費	710
減価償却費	310
団体関係費	300
雑費	500
経常費用計	613,060
評価損益等調整前当期経常増減額	1,450
評価損益等計	0
当期経常増減額	1,450
2. 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	
経常外収益計	0
(2) 経常外費用	
経常外費用計	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	1,450
一般正味財産期首残高	568,841
一般正味財産期末残高	570,291
Ⅱ 指定正味財産増減の部	
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	0
指定正味財産期末残高	0
Ⅲ 正味財産期末残高	570,291

※ご説明

- ①公益社団法人の申請は、正味財産増減ベースの予算書の承認が必要となります。
- ②正味財産増減ベースの経常費用計は、収支ベースの事業活動支出計に減価償却費を加えた額となります。
- ③公益社団法人の管理費（正味財産増減ベース）は、法人運営に係る費用のみとなり、それ以外の費用（会員各位へのお知らせ費用、会員慶弔費等）は、事業費に計上しております。
- ④各科目の合計は、通勤手当を除き収支ベース、正味財産増減ベースで変更しておりません。通勤手当は、収支ベースでは、役員報酬・給与手当、正味財産増減ベースでは、旅費交通費に計上いたしました。

議案第5号

社団法人日本不動産鑑定協会の連合会体制への移行及び公益社団法人化の協力に関する件

議 案

- (1) 社団法人日本不動産鑑定協会の組織改編及び公益社団法人化について了承する。
- (2) 社団法人日本不動産鑑定協会の団体会員として新連合会定款及び諸規程を遵守する。

参 考

〈社団法人日本不動産鑑定協会からのお願い事項〉

公益認定等委員会が社団法人日本不動産鑑定協会の公益社団法人移行認定の是非を判定するために団体会員たる都道府県不動産鑑定士協会が次の2つの事項を承認していることを必要とされるため、平成23年5月まで決議していただくことをお願いする。

- (1) 本会の組織改編及び公益社団法人化について了承する。
- (2) 本会の団体会員として新連合会定款及び諸規程を遵守する。

※別紙

社団法人日本不動産鑑定協会からのお願いの文書

鑑 178 号
平成 22 年 11 月 2 日

都道府県不動産鑑定士協会会長各位

社団法人 日本不動産鑑定協会
会 長 神 戸 富 吉
(職 印 省 略)

(社) 日本不動産鑑定協会の連合会体制への移行及び公益社団法人化に係るお願い

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、本会の運営に関し格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本会では、去る 6 月 22 日の第 46 回通常総会において、“第 276 回理事会(平成 22 年 5 月 25 日開催)で承認された「鑑定協会の連合会体制への移行に係る基本方針(各論編)」に基づき、本会組織を新たな連合会体制に改編すると共に、新公益法人制度下において公益社団法人への移行を目指すこと”を決議いたしました。

併せて、“本会の団体会員である都道府県不動産鑑定士協会に対し、平成 23 年 5 月までに下記の 2 つの決議を行っていただくことを要請する”ことについても決議いたしました。

ここで要請する 2 つの決議は、いずれも、公益認定等委員会が本会の公益社団法人への移行認定申請を受けて、その是非を判定するために必要となる(団体会員である各士協会も本会の公益社団法人化を了承していること等を証明する)ものです。

つきましては、平成 23 年 5 月までに貴士協会の総会において下記 2 つの決議を行って下さるようお願い申し上げますとともに、大変お手数ですが、当該決議した旨を証する書類(総会議事録等)を本会総務課担当(小野田・西村)宛にご送付下さるよう、併せてお願い申し上げます。
敬具

記

【士協会で行っていただきたい決議】

- (1) 本会の組織改編及び公益社団法人化について了承する。
- (2) 本会の団体会員として新連合会定款及び諸規程を遵守する。

以上

公益社団法人東京都不動産鑑定士協会定款承認の件

【ご説明】

公益法人制度改革対応特別委員会では、平成22年4月15日開催の第156回理事会で承認された、「公益法人制度改革に対する（社）東京都不動産鑑定士協会の対応」を基本に、公益社団法人を目指して定款案の検討を進め、本原案に取り纏めた。

以下、定款案の骨子

大方針：都内における専門資格者である、不動産鑑定士及び不動産鑑定業者の公益社団法人を目指す。

骨子

- (1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等公益法人改革3法及び内閣府の定めたモデル定款に準拠し、(社)日本不動産鑑定協会企画委員会で検討している「都道府県士協会モデル定款」にほぼ添ったものとする。(ただし東京士会の実態に合わせて変更を加える部分もある)
- (2) 現在の社団法人東京都不動産鑑定士協会定款との整合性を保つ。
- (3) 当協会は専門職業家である不動産鑑定士が組織する、東京都内唯一の社団法人日本不動産鑑定協会の団体会員である団体である。
- (4) 士業一体を維持する。
- (5) 会員については現行定款と同様に「正会員 資格者・鑑定業者、特別会員」とするが、別に名誉会員及び賛助会員（協会支援者・実務修習生等を考える）を加える。
- (6) 総会は、5月末ごろ、年1回の開催とする。(予算の決定は理事会の権能となり、総会では選挙で選ばれた役員候補の承認と決算の承認が議決事項となる。)
- (7) 役員の数 は現行どおり、理事20名以内（会長1名、副会長2名、専務理事1名を含む）、監事3名以内（うち会員外監事1名を含む）とする。
- (8) 役員 の候補者は、原則として選挙で選出し、総会の承認を受けて決定する。
- (9) 会長、副会長及び専務理事は、総会後の理事会において、選挙等で選出された結果をもって諮り、決議して就任する。
- (10) 理事会は、現行と同様に8月を除き毎月開催を原則とする。
- (11) 公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会には、団体会員として加盟する。
- (12) 懲戒手続きについては、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会と共同して審査手続きを進める。(東京士会会員の最終処分は東京士会の総会又は理事会の権限である)

議案第6号（特別決議）

公益社団法人東京都不動産鑑定士協会定款（案）

第1章 総 則

（名 称）

第1条 この法人は、公益社団法人東京都不動産鑑定士協会（以下「この法人」という。）と称する。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第2章 目的及び事業

（目 的）

第3条 この法人は、不動産鑑定士（不動産鑑定士補を含む。以下同じ。）と不動産鑑定業者の社会的使命及びその職責にかんがみ、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会（以下「連合会」という。）と連携を保ちつつ、不動産鑑定士の品位の保持及び資質の向上を図り、あわせて不動産の鑑定評価に関する業務の進歩改善、調査研究、知識の普及啓発を行い、もって、不動産の適正な価格の形成を通じて実現される都民福祉、国民福祉の増進への寄与、並びに不動産鑑定評価制度の一層の発展に資することを目的とする。

（事 業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 不動産の鑑定評価に関する研修の開催、会員の相談に応じる等会員の資質の向上に係る諸施策の実施
- (2) 不動産鑑定評価制度に関する東京都民及び社会一般の理解と信頼を高めるための啓発宣伝事業
- (3) 不動産に関する無料相談などに関する事業
- (4) 国、東京都及び市区町村等が行う地価等の調査事業における、品質の保持、価格の適正な均衡等を実現するための各種支援事業
- (5) 不動産の鑑定評価に関する理論及び実務の調査研究等、不動産鑑定評価業務の適正な実施に資する諸施策の実施
- (6) 前号のほか、不動産鑑定評価制度、不動産鑑定士の業務及び地価に関する事項について調査研究を行い、必要に応じ官公庁に建議し又はその諮問に応ずること。

- (7) 不動産、不動産鑑定評価に関する紛争の相談、助言等及び苦情処理等
 - (8) 不動産の鑑定評価に関する資料を収集整理保管提供すること。
 - (9) 国又は東京都及び市区町村等の委託を受けて地価の調査を行うこと。
 - (10) その他この法人の目的達成のために必要な事業を行うこと。
- 2 前項の事業は東京都において行うものとする。
- 3 この法人は、前条の目的達成のため、連合会の団体会員となり、同会と協力して第1項に掲げる事業の公正かつ適正な実施に努める。

第3章 会員及び会費

(種別及び資格)

第5条 この法人の会員は、正会員、特別会員、名誉会員及び賛助会員とする。

- 2 正会員となるには、次の各号の一に該当する資格を必要とする。
- (1) 都内に住所地を有する不動産鑑定士（ただし、東京都外の不動産鑑定業者の事務所に勤務地を有する者を除く）
 - (2) 東京都外に住所地を有する不動産鑑定士であつて、都内に勤務地を有する者
 - (3) 都内に事業所を有する不動産鑑定業者
- 3 特別会員となるには、次の各号の一に該当する資格を必要とする。
- (1) 不動産の鑑定評価に関する経験豊富にして理事会の承認を得た者
 - (2) 不動産の鑑定評価又は公益法人運営に関する学識経験者で理事会の承認を得た者
- 4 この法人の目的に賛同し事業を賛助するために入会した個人又は団体は賛助会員となることができる。
- 5 本会に特に功労のあつた者又は学識経験者で理事会において推薦された者は、名誉会員となることができる。
- 6 この法人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員は、第2項第1号及び第2号並びに第3項の会員、及び第2項第3号の会員の代表者のうち不動産鑑定士及び特別会員以外の者とする。
- 7 前項の代表者が都内に勤務地又は住所地を有しない場合は、その不動産鑑定業者が指名した都内に勤務地又は住所地を有する者を代表者として登録する。

(入会)

第6条 この法人に入会しようとする者は、所定の入会申込書を会長宛提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 特別会員又は賛助会員になろうとする者は、会員2名以上の紹介を要する。
- 3 第5条第5項により名誉会員に推薦された者は、その承諾書をもって入会とみなす。

(会員名簿)

第7条 会長は、前条の規定により入会を申し込んだ者又は名誉会員に推薦された者について、次の各号に掲げるとき以降遅滞なく、入会申込書又は承諾に基づき理事会で定める事項を会員名簿に登録し、登録を終えたときはその旨を当該入会申込者又は名誉会員に推薦された者に通知しなければならない。

(1) 正会員、特別会員及び賛助会員になろうとする者 入会の承認を得、かつ入会金を納入したとき

(2) 名誉会員に推薦された者 本人がこれを承諾したとき

2 入会申込者又は名誉会員に推薦された者は、前項の登録によって、正会員、特別会員又は名誉会員となる。

3 会員名簿に登録された事項に変動が生じたときは、会員又はその相続人若しくは法定代理人等は、2週間以内に書面をもって会長に届け出なければならない。

4 会員名簿掲載情報については、個人情報の保護に留意しつつ、連合会と共同で管理するものとする。

(入会金及び会費)

第8条 会員となった者は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者からは、これを徴収しない。

2 不動産鑑定業者の代表者を兼ねる不動産鑑定士及び特別会員の会費は、当該業者分の会費のみ納入することとし、不動産鑑定士及び特別会員分の会費は納入免除とする。

(倫理)

第9条 会員は、連合会の定めた不動産鑑定五訓のほか、次の各号を遵守しなければならない。

(1) 会員は、不動産鑑定評価制度の社会的公共的意義を十分理解し、それぞれに課せられた専門職業家としての責務の自覚のもとに、的確で誠実な業務活動の実践によって、不動産市場における不動産の適正な価格の形成に資するように努めなければならない。

(2) 会員は、専門職業家として担うべき重要な社会的役割を深く受け止め、その遂行のために自らの行動を厳しく律しなければならない。

(3) 会員は、基本的人権を尊重し、他者の権利を侵すことのないように留意するとともに、偏見をもつことなく公平な態度を保持しなければならない。

(4) 会員は、高い倫理観と専門的能力の兼備こそが将来の発展を導く源泉であることをよく理解し、不断の自己研鑽により、視野を広げつつ、体系的な知識の習得と技能の維持向上に努めなければならない。

(5) 会員は、専門職業家として、良心に従い誠実な対応を積み重ねることによって、不動産鑑定評価制度に対する信頼を高めるように努めなければならない。

- 2 倫理に関する事項は、前項で定める規定並びにこの法人が団体会員として所属する連合会が定める倫理規程のほか、この法人の理事会において定める。

(権利・義務)

第10条 正会員及び特別会員は、次の各号を含む法令、この法人の定款、規則、規程又は総会の議決によって規定されている権利を行使することができる。

- (1) 第63条に定めのある備え付け帳簿及び書類の閲覧
- (2) 総会に出席し議決に参加する権利
- (3) 委員会・研修会に参加する権利
- (4) この法人の施設又はサービスを利用する権利
- (5) 清算法人の貸借対照表の閲覧
- (6) 合併契約の閲覧

2 会員は、この法人の定款、規則、規程並びに総会の議決によって課せられるすべての義務を果たさなければならない。また、専門職業家として高い倫理を保持し、その品位を傷つける行為を行ってはならない。

3 会員が役員又は委員その他の役職に就任したときは、その職務に関して知り得た秘密を正当な理由がなく他に漏らしてはならない。会員が役員又は委員その他の役職でなくなった後も同様とする。

(退 会)

第11条 会員は、所定の退会届を会長に届け出ることにより、いつでも退会することができる。

(会員資格の喪失)

第12条 会員が次のいずれかに該当するときは、会員資格を喪失する。

- (1) 前条に基づき退会になった場合
- (2) 次条に基づき除名となった場合
- (3) 会費を1年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき
- (4) 成年被後見人又は被保佐人となった場合及び死亡若しくは失踪宣告を受けた場合
- (5) 不動産の鑑定評価に関する法律(以下、「不動産鑑定法」という)第20条、第30条、第40条又は第41条の規定による登録の消除を受けたとき

(懲 戒)

第13条 会員に、次の各号の一に該当する事実がある場合、会長は、懲戒の対象となっている会員を懲戒することができる。

- (1) 法令等によって処分を受けたとき

- (2) 不動産鑑定法第3条第1項及び第2項の業務につき不動産鑑定士の品位又は信用を傷付ける行為があったとき
- (3) 定款、規則、規程又は総会の議決に違反する行為があったとき
- (4) この法人の名誉を傷付け、又は目的に反する行為があったとき
- (5) その他懲戒すべき正当な事由があるとき

2 懲戒は、次の3種とする。

- (1) 戒告
- (2) 定款によって会員に与えられた権利の停止（但し、定款第10条第1項第1号、第2号、第5号、第6号は除く。）
- (3) 除名

3 懲戒の審査対象となっている会員は、懲戒手続が行われている間、第11条及び第12条の規定を適用しない。

4 懲戒の審査事案については、連合会に設置される綱紀・懲戒審査会と共同して調査及び審査を行う。

5 会員に対する第2項第1号及び第2号の懲戒を決定する場合は、理事会の議決を経なければならない。また、懲戒が決定した後は、懲戒の対象となった会員に対し、書面により懲戒処分内容及び理由を通知するものとする。

6 会員に対する除名を決定する場合は、第17条第1項に基づく総会の決議を経なければならない。また除名対象となっている会員に対し、総会開催2週間前までに、当該総会において除名を審議すること、及び当該総会において議決を行う際に弁明する機会を与えることについて通知するものとする。

（抛出金品の不返還）

第14条 この法人は、会員が会員資格を喪失しても、既納の入会金及びその他の抛出金品については如何なる理由があっても返還しない。また、会員がこの法人に対してすでに負担している義務は、これを免れるものではない。ただし、既納の会費については、会員資格を喪失した月の翌月以降の分について返還することができる。

第4章 総 会

（種 別）

第15条 この法人の総会は、通常総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、必要がある場合には臨時総会を開催することができる。

（構成及び議決権の数）

第16条 総会は、社員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

3 総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(総会の権能)

第 17 条 総会は、本定款で定めた次の事項に限り、議決をすることができる。

- (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任及び解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の額
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) 理事会において総会に付議した事項
 - (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 前項の規定にかかわらず、次条第 2 号及び第 3 号により招集された総会は、同号の書面に記載した目的である事項以外の事項については、議決をすることができない。

(臨時総会)

第 18 条 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 総社員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する社員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 前号の規定による請求をした社員が、裁判所の許可を得て、総会を招集するとき。

(総会の招集)

第 19 条 総会は、前条第 3 号の規定により社員が招集する場合を除き、理事会の議決に基づき、会長が招集する。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた理事が招集する。

- 2 会長は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 6 週間以内の日に総会を招集しなければならない。
- 3 会長は理事会の議決により決定された次に掲げる事項を記載した書面を、開催 14 日前までに発送しなければならない。
 - (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 総会の目的である事項
 - (3) 総会に出席しない社員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使できる旨
 - (4) その他法令で定める事項
- 4 会長は、前項の書面による通知に代えて、社員の承諾を得て、電磁的方法により通知

することができる。この場合において会長は、前項の書面を発送したものとみなす。

(議 長)

第20条 総会の議長は、その総会において出席した社員の中から選任する。

(定足数)

第21条 総会は、社員総数の議決権の過半数の出席により成立する。

(議 決)

第22条 総会の議決は、一般社団・財団法人法第49条第2項及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって決する。

2 第1項の定めにかかわらず、次の議決は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権数の3分の2以上の多数をもって行う。

- (1) 定款の変更
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の解任
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を議決するに際しては、候補者ごとに第1項の議決を行わなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、第24条に定める議決権行使書面による議決権の行使の結果、理事及び監事の選任議案のすべてについて過半数の賛成がそれぞれ得られている場合であって、議長が複数の役員の選任議案を候補者全員一括で議決することを出席している議場の社員に諮り、それに異議がないときは、当該役員候補者全員の選任議案を一括で議決することができる。

(議決権の代理行使)

第23条 総会に出席できない社員が代理人によってその議決権を行使する場合には、当該社員又は代理人は、理事会が別に定める代理権を証明する書面を、代理する総会の開始時刻までにこの法人に提出しなければならない。この場合において、前条の規定の適用については、当該社員は総会に出席したものとみなす。

2 前項の代理人は、この法人の社員でなければならない。

(書面による議決権の行使)

第 24 条 総会に出席できない社員が書面によりその議決権を行使する場合には、理事会が別に定める議決権行使書面に必要事項を記載し、総会前日における業務終了時間までに当該書面をこの法人に提出しなければならない。この場合において、その議決権の数は第 22 条の議決権の数に参入する。

(議決の制限)

第 25 条 総会においては、あらかじめ通知した議案以外の事項を議決することはできない。

(議事録)

第 26 条 総会の議事録は、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって作成し保存する。

2 議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が、記名押印する。

(総会の運営)

第 27 条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において定める総会運営規則による。

第 5 章 役 員

(種類及び定数)

第 28 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 16 名以上 20 名以内

(2) 監事 2 名以上 3 名以内

2 理事のうち 1 名を会長とし、2 名を副会長、1 名を専務理事とする。

3 前項の会長及び副会長 2 名の計 3 名を一般社団・財団法人法に規定する代表理事とする。

4 専務理事をもって一般社団・財団法人法第 91 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事とする。

(選任等)

第 29 条 理事及び監事は、総会において定める総会運営規則に定める手続きにより、総会において選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、第 49 条で定める理事会運営規程に定める手続きにより、理事会において選定する。

(理事の職務・権限)

第30条 理事は、理事会を構成し、この定款で定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。なお、会長に事故あるとき又は会長が欠けるにいたったときは、その職務を代行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。

5 会長、副会長及び専務理事は、3ヶ月に1回、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第31条 監事は、財産の状況及び理事の職務の執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

4 監事は、財産の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会に報告しなければならない。

5 監事は、前項の報告のために理事会の招集を請求したにもかかわらず招集がされない場合には、理事会を招集することができる。

6 その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任 期)

第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 理事又は監事は、第28条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解 任)

第33条 理事及び監事は、総会の議決によって、解任することができる。

(報酬等)

第34条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び会員外の外部専門家と

して監査を行う監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、別に定めた報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

第 35 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前 2 項の取り扱いについては、第 49 条に定める理事会運営規程によるものとする。

(責任の免除又は限定)

第 36 条 この法人は、役員的一般社団・財団法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の議決によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第 6 章 顧問及び相談役

(顧 問)

第 37 条 この法人に、任意の機関として、理事会の定めるところにより顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会において任期を定め、たうえで選任し、会長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の業務に関する重要な事項について会長に建議し、又は会長の諮問に応じ会長に助言することができる。

4 顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(相談役)

第 38 条 この法人に、任意の機関として、理事会の定めるところにより相談役を置くこと

ができる。

- 2 相談役は、理事会において任期を定め、うえで選任し、会長が委嘱する。
- 3 相談役は、この法人の業務に関する重要な事項について会長の相談に応ずる。
- 4 相談役は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 7 章 理事会

(設 置)

第 39 条 この法人に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権 限)

第 40 条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規程の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務執行の監督
- (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (6) その他法令または定款に定める事項

(種類及び開催)

第 41 条 理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 一般社団・財団法人法第 101 条第 2 項の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招 集)

第 42 条 理事会は、前条第 3 号の規定により理事が招集する場合及び前条第 4 号後段により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が招集する。

- 2 前条第 3 号による場合は理事が、前条第 4 号後段による場合は監事が理事会を招集する。
- 3 会長は、前条第 2 号又は第 4 号前段に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 会長は、前項の書面による通知に代えて、各理事又は各監事の承諾を得て、電磁的方法により通知することができる。この場合において会長は、前項の書面を発送したものとみなす。
- 6 前々項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第 43 条 理事会の議長は会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

(定足数)

第 44 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(議 決)

第 45 条 理事会の議決は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議決の省略)

第 46 条 理事が、理事会の議決の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 47 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 30 条第 5 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 48 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席し

た代表理事及び監事は、これに記名押印する。

(理事会の運営)

第 49 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規程による。

第 8 章 委員会

(委員会)

第 50 条 この法人には理事会の定めるところにより、事業を円滑に行うために必要に応じ委員会を置くことができる。

- 2 委員会は、総会、理事会その他の権限を冒すものではないものとする。
- 3 委員会の委員は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

第 9 章 財産及び会計

(事業年度)

第 51 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(会計の原則及び会計規定)

第 52 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

- 2 会計に関する事項は、理事会の定めるところによる。

(財産の管理運用)

第 53 条 この法人の財産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決を経て会長が別に定める。

(事業計画、収支予算及び資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類)

第 54 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 55 条 この法人の事業報告及び決算については、毎年事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て、通常総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 56 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 10 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 57 条 この定款は、総会の議決によって変更することができる。

(合併等)

第 58 条 この法人は、総会の議決その他法令に定めるところにより、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併又は事業の全部又は一部の譲渡を行うことができる。

(解 散)

第 59 条 この法人は、総会の議決その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定取り消し等に伴う贈与)

第60条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の議決を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第61条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の議決を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 事務局

(事務局)

第62条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局職員は、理事会の定める規定により会長が任免する。ただし、重要な職員の任免に際しては、理事会の同意を要する。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第63条 事務局には、次に掲げる帳簿及び関係書類を備え置かなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 総会及び理事会の議事に関する書類

(5) 財産目録

(6) 役員等の報酬規程

(7) 事業計画書及び収支予算書

(8) 事業報告書及び計算書類等

(9) 監査報告書

(10) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令及び本定款に定めがある場合にはそれによるほか、第64条第2項に定めるところによる。

第 12 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 64 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、この定款及び理事会の定めるところによる。

(個人情報の保護)

第 65 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の定めるところによる。

(公告)

第 66 条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示する方法により行う。

第 13 章 公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会代議員及び予備代議員の選任

(連合会代議員)

第 67 条 連合会代議員及び連合会予備代議員は、この法人の正会員の中から別途連合会の定める員数を正会員が選出する。ただし、正会員のうち連合会の正会員又は特別会員でない者は、連合会代議員及び連合会予備代議員の選出に係わる権利を有しない。

2 前項の連合会代議員の選出に当たっては、欠員補充を考慮し、投票数の多い順に順位を付しておく。

3 会長は、連合会代議員の名簿を作成し、連合会の通常総会の 30 日前までに連合会会長に送付しなければならない。

4 代議員は、連合会総会の決議事項等について、この法人会員に報告するものとする。

第 14 章 補則

(委任)

第 68 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の定めるところによる。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 51 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 (1) この法人の最初の代表理事は、阿南逸郎、中野豊ほか、平成 23 年 2 月 22 日に開票される会長選挙の当選人とする。
(2) この法人の最初の業務執行理事は、藤原修一とする。
(3) この法人の最初の理事は、(1)、(2)の者のほか、小國敏雄、権藤幸憲、齊木正人、佐保田雅利、杉浦綾子、炭野忠彦、中川貴夫、永森清隆、久富可美、船山進、箕輪三千夫、山岸榮夫、山口修、吉田雅一、吉本博貴とする。
(4) この法人の最初の監事は、岡村登美男、坂野辰、丸山英氣とする。
- 4 社団法人日本不動産鑑定協会が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律による移行認定を受けて、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行うまでは、この定款の第 13 条第 4 項は効力を有しないものとし、その他この定款に「公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会」とあるを「社団法人日本不動産鑑定協会」と読み替えるものとする。

議案第7号の1

常勤の理事及び会員外の監事の報酬総額承認の件（案）

1. 常勤の理事の月額俸給及び賞与の報酬総額は、年額20,000千円ⁱを上限とする。
2. 会員外の監事の報酬総額は、年額1,000千円を上限とする。
3. 各常勤の理事の役員退職慰労金の総額は、10,000千円を上限とし、計算方法は、次のとおり定める。

$\text{月額俸給} \times 12 \div \text{在職期間（月数）}$

以　上

ⁱ 報酬総額の上限額は、常勤の理事が複数になる場合も想定し設定しております。
各常勤の理事の報酬総額は、理事会の承認を得て決定いたします。

改正理由：1. 公益社団法人東京都不動産鑑定士協会定款（案）第5条（種別及び資格）で、入会金及び会費納入の会員として「賛助会員」を新設したため、第1条3項及び第2条2項を新設した。

2. 従たる事務所の代表者を社員とした場合、1個人が複数の議決権を有することとなるため、第1条第1項第5号及び第2条第1項第5号より「従たる事務所」を削除し、第1条第4項及び第2条第4項を新設した。

「入会金及び会費規則」（改正案） 新（下線部が変更、新設部分）		旧
この法人は、定款第8条の規定に基づき、会員の入会金及び会費規則を次のとおり定める。 (入会金)		この法人は、定款第7条の規定に基づき、会員の入会金及び会費規則を次のとおり定める。 (入会金)
第1条 入会金は、次のとおりとする。		第1条 入会金は、次のとおりとする。
(1) 資本金、出資金又は基金1億円以上の不動産鑑定業者	300,000円	(1) 資本金、出資金又は基金1億円以上の不動産鑑定業者 300,000円
(2) 10人以上の不動産鑑定士を有する不動産鑑定業者	300,000円	(2) 10人以上の不動産鑑定士を有する不動産鑑定業者 300,000円
(3) 資本金、出資金又は基金5千万円以上の不動産鑑定業者	300,000円	(3) 資本金、出資金又は基金5千万円以上の不動産鑑定業者 300,000円
(4) 5人以上の不動産鑑定士を有する不動産鑑定業者	300,000円	(4) 5人以上の不動産鑑定士を有する不動産鑑定業者 300,000円
(5) 前4号以外の不動産鑑定業者	80,000円	(5) 前4号以外の不動産鑑定業者及び従たる事務所（不動産鑑定業者が設置し入会する2番目以降の事務所） 80,000円
(6) 不動産鑑定士	40,000円	(6) 不動産鑑定士 40,000円
(7) 不動産鑑定士補	25,000円	(7) 不動産鑑定士補 25,000円
(8) 特別会員	40,000円	(8) 特別会員 40,000円
2 不動産鑑定業者に所属する不動産鑑定士又は不動産鑑定士補が業務上交代入会する場合、不動産鑑定士は10,000円、不動産鑑定士補は5,000円とする。		2 不動産鑑定業者に所属する不動産鑑定士又は不動産鑑定士補が業務上交代入会する場合、不動産鑑定士は10,000円、不動産鑑定士補は5,000円とする。
3 団体の賛助会員の入会金は、第1項第1号、第3号及び第5号を適用する。個人の賛助会員の入会金は、第1項第7号を適用する。		
4 正会員である不動産鑑定業者が設置する2番目以降の事務所が都内に存する場合、1つの事務所につき80,000円を加算する。		
(会 費)		(会 費)
第2条 会費は、年額次のとおりとする。		第2条 会費は、年額次のとおりとする。
(1) 資本金、出資金又は基金1億円以上の不動産鑑定業者	400,000円	(1) 資本金、出資金又は基金1億円以上の不動産鑑定業者 400,000円
(2) 10人以上の不動産鑑定士を有する不動産鑑定業者	400,000円	(2) 10人以上の不動産鑑定士を有する不動産鑑定業者 400,000円

(3) 資本金、出資金又は基金5千万円以上の不動産鑑定業者 …… 400,000円 (4) 5人以上の不動産鑑定士を有する不動産鑑定業者 …… 88,000円 (5) 前4号以外の不動産鑑定業者 …… 88,000円 (6) 不動産鑑定士 …… 24,000円 (7) 不動産鑑定士補 …… 12,000円 (8) 特別会員 …… 24,000円	(3) 資本金、出資金又は基金5千万円以上の不動産鑑定業者 …… 400,000円 (4) 5人以上の不動産鑑定士を有する不動産鑑定業者 …… 88,000円 (5) 前4号以外の不動産鑑定業者及び従たる事務所（不動産鑑定業者が設置し入会する2番目以降の事務所） …… 88,000円 (6) 不動産鑑定士 …… 24,000円 (7) 不動産鑑定士補 …… 12,000円 (8) 特別会員 …… 24,000円
2 団体の賛助会員の会費は、第1項第1号、第3号及び第5号を適用する。個人の賛助会員の会費は、第1項第7号を適用する。 3 正会員及び特別会員である不動産鑑定業者の代表者は、第1項第6号乃至第8号の会費は徴収しない。 4 正会員である不動産鑑定業者が設置する2番目以降の事務所が都内に存する場合、1つの事務所につき64,000円を加算する。	(補 則) 第3条 会費の徴収等については、理事会の定めるところによる。

附 則

1 この規則は、この法人が社団法人設立の許可を受けた日（平成7年10月1日）から適用する。

2 社団法人設立の許可を受けた日の前日において、日本不動産鑑定協会東京会に入会していた者は、入会金を免除する。

附 則（第3回定時総会一部改正）

この改正は、平成9年度の後期分（平成9年10月1日から平成10年3月31日まで）の会費から適用する。

附 則（第5回定時総会一部改正）

入会金及び会費の区分に当たっては、資本金、出資金に準じるものとして基金を追加し、また、当該不動産鑑定業者の事務所が支店・支所であっても、この法人に最初に入会した事務所を主たる事務所とし、以降入会する事務所を従たる事務所とすることとする。

この改正は、平成10年度の前期分（平成10年4月1日から平成10年9月30日まで）の会費から適用する。

附 則（第17回定時総会一部改正）

この改正は、平成15年度の前期分（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）の会費から適用する。

附 則（第31回定時総会一部改正）

この改正は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項

に定めらる公益法人の設立の登記の日から適用する。